公益財団法人ブラッサム財団

【返済負担なし】２０２６年度 青少年スポーツ奨学金給付事業募集要項

公益財団法人ブラッサム財団（以下「本財団」といいます。）は、将来オリンピックをはじめとするスポーツの国際競技大会等でトップアスリートとして活躍を目指す在日コリアン青少年の新たな可能性を奨学金給付事業として支援します。また、スポーツの振興に関する事業等を行い、もって日本社会の国際化に貢献する人材の育成、及び、スポーツの普及・振興に寄与していきます。

募 集 概 要

１．応募資格　次のすべてに該当する方とします。

① 日本国内に居住する満 12 歳以上満 22 歳未満の青少年であること

② 対象スポーツ分野（※1）において優れた活動実績・能力（※2）があること。

③ 朝鮮半島にルーツを持つ在日コリアン（※3）の青少年であること。

（※1）対象スポーツ：サッカー、ラグビー、バレーボール、バスケットボール、ボクシング、柔道、空手、テコンドー、卓球、テニス、陸上競技

（※2）具体的には以下の実績が必要となります：

(A) 募集開始時点から直近の 2 年間に開催された日本の国スポ、あるいは在日コリアンの同様の全国スポーツ大会、またそれに準ずるスポーツ大会において以下の成績を獲得した個人。集団競技の場合、当該成績を獲得したチームに属した個人。(ただし、集団競技の場合で下記成績をあげられなくても、個人で突出した成績を上げた場合には、選考委員会判断で推薦する場合がある。また、集団競技で下記成績以内であっても、試合に出場していない選手等を除外する場合がある。)

- 日本の国スポ・準ずる大会：8 位以内
- 在日コリアンのスポーツ全国大会・準ずる大会：4 位以内

(B) JOC、各競技団体(在日コリアン競技団体を含む)、都道府県等の代表選手または強化選手等の指定を受けている選手

(C) 所属するチームの部長、監督から上記 (A) 及び (B) と同等以上の競技能力を有すると推薦された選手

（※3） 在日コリアン青少年の定義については、本書項目 16 を参照のこと。

２．募集人数　5 名程度

※本奨学金は個人を対象としています（団体での出願はできません）。

３．募集期間　２０２６年１１月１日（日）～２０２６年１２月１６日（水）（消印有効）

４．奨学金金額

1. １件あたり上限６０万円　（スポーツ育成プログラム等へ参加の場合には理事会の判断で個別に増額を行う場合がある。）

５．給付期間　奨学生の期間は１年ですので、毎年申請が必要です。
前年度と同じレベルでの活動実績でも採用にならないことがあります。
奨学金へは複数年度の応募が可能ですが最大５年の支給が上限となります。

６．応募問い合わせ　本財団 HP の問い合わせより必要事項を入力しご送付ください。

７．応募方法/申請書提出先
■公募の申請書に記入のうえ、郵送にて提出してください。（メールでの受付はいたしません）
■本ページの下部にある申請書に記入の上、郵送により提出してください。
■申請書は、パソコン入力し署名・捺印を行ってください。
（但し奨学金申請書の奨学金担当者情報記載欄、推薦書の手書きは可、及び軽微な手書き修正は可とします。）
■申請書の返却はいたしません。

８．応募書類　次の必要書類を提出期限までに本財団の事務局宛てにお送りください。なお、各所定様式は、本財団ホームページからダウンロードすることができます。
●奨学金給付願書　（所定様式）：１部
（1）氏名、生年月日、連絡先（電話番号・メールアドレス）、写真、住所、現在の学籍、学歴
（2）過去 3 年間の競技成績
（3）これまで指導を受けたコーチ、所属チーム
（4）現在のスポンサー企業（もしくは候補）および所属契約
（5）本奨学金を活用し、どのように国内・海外で研鑽を積みたいと考えていますか？（500 文字以内）
（6）今後 2 年間の目標・計画（300 字以内）
（7）これまでどのように困難を乗り越えてきたか　（500 文字以内）
●個人情報の取扱いに関する同意書（所定様式）：１部
●(当該奨学生が未成年の場合)保護者等による確認書兼承諾書
●所属する学校あるいはチーム等からの推薦書（所定様式）：１部
※ 推薦理由欄は、推薦者（原則として応募者を直接指導する教員等又は所属する運動部の監督等の指導者）が記載してください。これら以外の方が記入される場合には、役職のほかに必ず応募者本人との関係を詳細に記載してください。
●対象スポーツ能力を証明する書類
（A）スポーツ競技実績を証明する書類
【大会名】（　　）
【大会規模】（　　）
【大会開催時期】（　　年　月）
【入賞順位】（　　位）
上記情報を記載し、入賞を証明する書類を添付すること。
（B）JOC、各競技団体(在日コリアン競技団体を含む)、都道府県等の代表選手または強化選手等の指定を受けている場合、当該指定を証明する書類

（C）所属するチームの部長、監督等が上記（A）及び（B）と同等以上の競技能力を有すると推薦する場合、当該内容を含む推薦状

●スポーツ活動実績を記載した報道、映像等（スポーツ関連情報）

・競技成績及びその成績を収めた大会の概要をまとめた書類

※ 書式は自由としますが、なるべく写真等も掲載し、カラー・ サイズ片面２枚以内にまとめてください。

●その他申請者が必要と考える資料

９．奨学金の使途　本財団では、奨学生のスポーツ活動に必要な経費（直接経費）を助成します。直接経費とは奨学生のスポーツ活動に直接的に必要な経費として、「スポーツ育成プログラム等への参加費用」、「物品費」、「旅費」、「人件費・謝金」、「委託費・その他」の５つの費目で構成されることとします。

① スポーツ育成プログラム等への参加費用：可能な場合に、本財団は各候補者に適した国内外のスポーツ育成プログラム等（例：米国大学の夏季サッカーIDキャンプ、等）の紹介をします。この様なプログラムへの参加費用。

② 物品費：当該活動を行うために必要な用具・設備・備品の購入費、書籍購入費、消耗品等の購入費

③ 旅費：当該スポーツ活動に係る旅費（助成対象者、指導者、トレーナー、スタッフ、講演者等）

④ 人件費・謝金：招聘者（指導者やトレーナー等）、スタッフ、講演者等の人件費・謝金 ※人件費に対する支出を行う場合は、支出額が確認できる資料（単価の算出根拠資料等）の提出を求める場合があります。

⑤ 委託費・その他：上記の他、当該活動を遂行するための経費や競技の技術向上に資するもの、奨学生選手の健康の保持・体力の増進に寄与するもの。（例）施設（練習場やトレーニング施設等）利用料、治療費、大会参加費、ホームページ作成費用、会議費、運搬費等、競技データに活用するPC、タブレット等）

ただし、以下の費用は助成対象外とします。

■助成対象者、申請者等の人件費・生活費

応募書類において、必要と想定される費用と想定収入（他奨学金の受給状況等）を確認のうえ、支給額を決定します。ただし、奨学金支給開始後であっても、奨学生として社会的に著しく不適切な使途への使用が判明した場合は、奨学金支給を休止又は廃止する場合があります。

なお、本奨学金の給付により奨学生の就職先や進学先について制限や条件を設けるものではありません。

１０．活動報告　奨学金の給付を受けた者は、活動報告（レポート）を提出する必要があります。報告書の提出方法と締切は後日通知します。

選考スケジュール及び採用後について

１１．選考について

①申請書類の受付

２０２６年１１月１日（日）～２０２６年１２月１６日（水）（消印有効）

② 書類選考通過者へメールにて通知します。

③ 最終選考会（面接）

※面接日時は本財団より指定してご連絡します。

※オンラインにて実施

④ 採否の結果

後日本財団より本人宛にメールでご連絡します。（※4）

（※4）本財団が定める審査委員会にて厳正なる審査を行い、採否を決定いたします。

審査結果は、採否に関わらず本人へ連絡いたします。

＊審査に係わる問い合わせは、いかなる場合であっても回答致しかねますのでご了承ください。

１２．交付方法

支給は６か月に一度とし、６か月分を助成対象者の日本国内の銀行口座に振り込みます。（スポーツ育成プログラムへの参加費用は、参加費用支払い条件により、一括で支給する場合があります。）

注意事項等について

１３．届出事項

下記の場合、速やかに本財団事務局へ届け出てください。

① 所属先、住所、電話番号やメールアドレス等、連絡先を変更したとき

② （奨学生が学生の場合）進級できなかったとき

③ （奨学生が学生の場合）休学又は復学したとき

④ （奨学生が学生の場合）停学、転学、退学したとき

⑤ 奨学生の世帯主(扶養者)又は身元保証人に変更(死亡、転居、改氏名等)があったとき

⑥ その他、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

⑤～⑥の場合、財団事務局で事情を確認し、後記「2.奨学金の休止又は廃止」に準じて、奨学金支給の休止、廃止、または再開を判断します。

１４．奨学金の休止又は廃止

奨学生が下記事項に該当する場合は奨学金給付を停止、廃止または返納を求めることがあります。

① 奨学生願書に記入すべき事項を故意に隠蔽し、又は虚偽の記入を行ったことが判明したとき。

② 品行不良である場合

③ 疾病等のため修了の見込みがなくなった者あるいは、(奨学生が学生の場合）卒業後活動の見込みがなくなった場合

④ 奨学生が刑事事件を犯したとき。

⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

⑥　奨学生として適当でない事実があったとき
⑦　本財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき
⑧　保護者および第三者による本奨学金の流用又は不適切な使用があった場合
⑨　この法人の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき
⑩　財団が求める書類を提出しない場合
⑪　プロスポーツ選手となった場合※
※プロスポーツ選手として企業や団体等と契約を締結した場合またはプロスポーツ選手として、契約金や報酬として金銭等を受け取った場合
⑫　その他前各号に準じると判断される場合

１５．その他　＜注意事項＞

・企業とスポンサーもしくは所属等の契約をされている方は、事前に財団へその旨を報告していただきます。
・奨学生として採用された場合、スポンサー・所属企業にその旨を報告し、自身が連絡窓口となっていただきます（財団事務局が直接スポンサー・所属企業と連絡を取ることはありません）。
・対外的（HP・SNS、大会出場時、インタビュー等）に自己のプロフィールを公表する際に、可能な場合には、本財団の奨学生であることを明記してください。

１６．在日コリアン青少年の定義

(A)　国籍に基づく定義
＊ 朝鮮・韓国籍の青少年: 現在の国籍が朝鮮・韓国の方。
(B)　両親の国籍に基づく定義
＊ 両親のいずれかの国籍が朝鮮・韓国の方: 両親のいずれか一方、または両方が朝鮮・韓国籍である青少年。これには、日本国籍を持つ親と朝鮮・韓国籍を持つ親を持つ場合が含まれます。
(C)　祖父母のルーツに基づく定義
＊ 祖父母が朝鮮半島にルーツを持つ青少年: 両親の国籍にかかわらず、祖父母のうち少なくとも一人が朝鮮半島にルーツを持つ場合。この定義には、例えば韓国籍の祖父母を持つ在日コリアンの子孫など。

公益財団法人ブラッサム財団
住所 〒150－0066 東京都渋谷区西原２―２６―３　GA 西原１０２号
電話 ０５０－３５５８－３５２２